(v)　十四年目以降については、

(A)　日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を一パーセント引き下げたもの

(B)　日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの

(b)　ＳＧ１＊＊品に関し、前款３(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(i)　一年目については、三十八・五パーセント

(ii)　二年目については、三十二・七パーセント

(iii)　三年目については、三十・六パーセント

(iv)　四年目から八年目までについては、三十パーセント

(v)　九年目から十二年目までについては、二十パーセント

(vi)　十三年目については、十八パーセント

(vii)　十四年目以降については、

(A)　日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を一パーセント引き下げたもの

(B)　日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの

(c)　１に定める条件が一の年において満たされ、その結果として３(b)又は(c)の規定により農産品セーフガード措置がその翌年にもとられる場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に当たっての前款３(c)に規定する関税率については、当該農産品セーフガード措置がとられている間、当該条件が満たされた年について適用される関税率とする。

３

(a)　各会計年度における１に規定する農産品セーフガード措置については、次の期間維持することができる。

(b)　各会計年度における１に規定する輸入数量の合計が１に定める発動水準を一月三十一日以前に超える場合には、当該各会計年度の終了時までの期間

(c)　各会計年度における１に規定する輸入数量の合計が１に定める発動水準を二月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から四十五日の期間

(c)　各会計年度における１に規定する輸入数量の合計が１に定める発動水準を三月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から三十日の期間

４

(a)　この款の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、１に定める条件が満たされた(c)に規定する公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。

(b)　この款の規定の適用上、日本国の税関当局は、この款の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次の期間における１に規定する輸入数量の合計を各公表期間の終了後五執務日以内に公表する。

(i)　会計年度の開始から公表期間の終了までの期間

(ii)　九年目から十三年目までについては、四半期の開始から公表期間の終了までの期間

(c)　この款の規定の適用上、「公表期間」とは、次のそれぞれの期間をいう。

(i)　各月の初日から十日までの期間

(ii)　各月の十一日から二十日までの期間

(iii)　各月の二十一日から末日までの期間

５

(a)　１の規定にかかわらず、日本国は、九年目から十三年目までの各年について、四半期における１に規定する輸入数量の合計が(b)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、前款３の規定に従って英国からのＳＧ１＊品及びＳＧ１＊＊品の関税を九十日の期間引き上げることができる。当該九十日の期間は、四半期における１に規定する輸入数量の合計が当該四半期のセーフガードの発動数量を超えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。この５に定める条件が満たされる場合には、同款３(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(i)　九年目から十二年目までについては、二十パーセント

(ii)　十三年目については、十八パーセント

(b)　この５の規定の適用上、「四半期のセーフガードの発動数量」とは、各年について、１(i)に定める発動水準の四分の一のものの百十七パーセントをいう。

(c)　１の規定にかかわらず、日本国は、九年目から十三年目までの各年について、１に規定する輸入数量の合計が１(i)に定める各年における発動水準を超え、同時に、四半期における１に規定する輸入数量の合計が(b)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、(a)に定める九十日の期間の満了の日又は３に定める期間の満了の日のいずれか遅い日まで、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置を維持することができる。

６

日本国は、日ＥＵ経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ｃ節第二款の規定に基づく農産品セーフガード措置が同款６の規定に従って適用されなくなる場合には、その後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

７

１の規定にかかわらず、日本国は、英国からのＳＧ１＊品及びＳＧ１＊＊品の自国への輸入が衛生上の懸念のために全面的又は実質的に三十六箇月を超える期間停止された場合には、その停止を全面的又は実質的に解除した後四十八箇月間は、英国からのこれらの産品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。英国からのこれらの産品の輸入が停止された場合において、自然災害（例えば、厳しい干ばつ）により英国におけるこれらの産品の生産力の回復が妨げられるときは、英国からのこれらの産品に対して日本国がこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない期間は、六十箇月とする。

８

この協定が効力を生ずる年が十二箇月未満である場合には、１の規定の適用上、同年において適用される発動水準については、同年についてＳＧ１＊品及びＳＧ１＊＊品に関し１に定める発動水準に、分母を十二とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第三款　豚肉についての農産品セーフガード措置

１

(a)　日本国は、第一款２の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG2」を掲げる品目に分類される原産農産品（以下この款において「ＳＧ２品」という。）に対し、次の条件が満たされる場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a)　一年目及び二年目については、日本国は、各年における英国からのＳＧ２品及び日ＥＵ経済連携協定第二・五条１に定義する「原産農産品」であって、日ＥＵ経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ｃ節第三款１に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの輸入数量の合計（以下この款において「ＳＧ２品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計」という。）が当該各年の前の三会計年度の間の一の会計年度におけるＳＧ２品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合に限り、ＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。